

7月10日(日)

# 参議院議員通常選挙



参議院議員通常選挙が、6月22日公示、7月10日投票の日程で行われる予定です。今回の選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられます。大切な権利を無駄にしないよう、貴重な1票を投じましょう。

## 投票できる方



次の①または②の条件を満たす方です。

①平成10年7月11日以前に生まれ、平成28年3月21日以前から引き続き高山市内に住民登録されている方。

②高山市の選挙人名簿に登録されていて、平成28年3月10日以降に高山市から転出し、他の市町村の選挙人名簿に登録されていない方。

## 投票方法



参議院議員通常選挙は、選挙区選挙と比例代表選挙の2票制で行われます。

①選挙区選挙（岐阜県選挙区の定数は1）  
うすい黄色の投票用紙には、岐阜県選挙区に立候補した候補者の中から1人を選んで、その候補者名を記載してください。

### 問合先

市選挙管理委員会事務局  
☎33-1015

### 参議院議員通常選挙

岐阜県選挙区選出議員選挙投票

### うすい黄色の投票用紙

### 候補者名を記入

②比例代表選挙は「非拘束名簿式」で行われます。白色の投票用紙には、候補者名簿に登録されている候補者名または政党などの名称のいずれかを記載してください。

### 参議院議員通常選挙

比例代表選出議員選挙投票

### 白色の投票用紙

候補者名簿に登録されている候補者名または政党その他の政治団体の名称を記入

## 投票時間・投票所・入場券



投票時間や投票所は入場券に記載されています。記載のある投票所以外では投票できません。

なお、入場券は公示日後に郵送しますので、6月29日(水)までに届いていない場合はご連絡ください。

## 名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票

進学や就職、仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。

この制度を利用するには、最初に名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に「宣誓書兼請求書」を郵送で提出します。その後、滞在先に郵送された投票用紙などを持参して、滞在先の市区町村の選挙管理委員会にて投票できます。

なお、この投票方法は日数がかかりますので早めの手続きをお願いします。

下表のとおり名簿登録地が現在の住所地と異なる場合についても、同じ手続きにより、現在の住所地の選挙管理委員会にて投票することができます。

平成28年3月21日前後に転入、転出された方は投票できる場所が異なりますのでご注意ください!

条件	新住所地での転入の届出	投票できる場所(名簿登録地)
高山市へ転入された方	3/21までに完了	高山市
	3/22以降に完了	転入前の市区町村
高山市から転出された方	3/21までに完了	転出先の市区町村
	3/22以降に完了	高山市

※詳しくは市選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 投票所に入ることができる子どもの範囲が拡大されました

投票所に入ることができる子どもは、これまで幼児など一部の人に限られていましたが、法の改正により選挙人に同伴する18歳未満の子どもは投票所の中に入ることができるようになりました。

子どもたちに選挙の大切さや投票の仕方などを理解していただくためにも、是非ご家族そろって投票にお出かけください。